日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官 (公 印 省 略)

平成30年7月豪雨における厚生年金保険料等に関する納期限等の指定について

平成 30 年7月豪雨による災害に伴う厚生年金保険料等の納期限については、平成 30 年7月 19 日厚生労働省告示第 274 号が公布・施行され、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部地域に所在する事業所等について、別途厚生労働省告示により定められる期日まで延長されたところであるが、本日、厚生労働省告示第 359 号が公布・施行され、延長後の納期限等は下記のとおりとなるので了知されたい。

記

- 1. 平成30年厚生労働省告示第359号について
- (1)延長後の納期限平成30年11月27日
- (2) 延長後の納期限が定められた対象地域

都道府県名	地域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高粱市並び
	に小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田
	島市並びに安芸郡府中町、海田町、熊野町及び坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

(3)対象となる保険料

平成30年7月5日から平成30年11月26日までに納期限が到来する保険料等(平成30年6月分から平成30年9月分までの保険料等)

2. その他

岡山県倉敷市真備町の地域に所在する事業所等に関する保険料等の納期限については、別途厚生労働省告示により定める。

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官 (公 印 省 略)

平成30年7月豪雨における厚生年金保険料等に関する納期限等の指定について

平成 30 年7月豪雨による災害に伴う厚生年金保険料等の納期限については、平成 30 年7月 19 日厚生労働省告示第 274 号が公布・施行され、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部地域に所在する事業所等について、別途厚生労働省告示により定められる期日まで延長されたところであるが、本日、厚生労働省告示第 359 号が公布・施行され、延長後の納期限等が下記のとおりとなるところ、別添のとおり日本年金機構理事長あて通知したので了知されたい。

記

- 1. 平成30年厚生労働省告示第359号について
- (1)延長後の納期限平成30年11月27日
- (2) 延長後の納期限が定められた対象地域

, , , _ , _ , _ ,	
都道府県名	地域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高粱市並び
	に小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田
	島市並びに安芸郡府中町、海田町、熊野町及び坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

(3) 対象となる保険料

平成30年7月5日から平成30年11月26日までに納期限が到来する保険料等(平成30年6月分から平成30年9月分までの保険料等)

2. その他

岡山県倉敷市真備町の地域に所在する事業所等に関する保険料等の納期限については、別途厚生労働省告示により定める。

年管発 1017 第 3 号 平成 30 年 10 月 17 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官 (公 印 省 略)

平成30年7月豪雨における厚生年金保険料等に関する納期限等の指定について

平成 30 年7月豪雨による災害に伴う厚生年金保険料等の納期限については、平成 30 年7月 19 日厚生労働省告示第 274 号が公布・施行され、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部地域に所在する事業所等について、別途厚生労働省告示により定められる期日まで延長されたところであるが、本日、厚生労働省告示第 359 号が公布・施行され、延長後の納期限等は下記のとおりとなるので了知されたい。

記

- 1. 平成30年厚生労働省告示第359号について
- (1)延長後の納期限平成30年11月27日
- (2) 延長後の納期限が定められた対象地域

都道府県名	地域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高粱市並び
	に小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田
	島市並びに安芸郡府中町、海田町、熊野町及び坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

(3)対象となる保険料

平成30年7月5日から平成30年11月26日までに納期限が到来する保険料等(平成30年6月分から平成30年9月分までの保険料等)

2. その他

岡山県倉敷市真備町の地域に所在する事業所等に関する保険料等の納期限については、別途厚生労働省告示により定める。